地方公会計の整備・活用に向けた 短期的な効率化策について

令 和 6 年 6 月 2 5 日総務省自治財政局財務調査課

短期的な効率化策のメニューについて

1 資産計上基準	第7回研究会 第9回研究会(本日)
2 全体・連結財務書類	第7回研究会 第9回研究会(本日)
3 附属明細書	第7回研究会 第9回研究会(本日)
4 公会計指標	第9回研究会(本日)
5 その他(Q&Aの充実)	第7回研究会

1 資産計上基準

第7回研究会を踏まえた効率化策

リースの資産計上基準

【現行の取扱い】

リース取引の種	類	会計処理		
所有権移転ファイナンス・リース	下記以外	<u>売買取引</u> に準じて処理(<u>資産と負債</u> に計上)		
	重要性*の乏しいもの	任代世界コリー進いで加田ナフー」 パマか (港田のフラリー)		
所有権移転外ファイナンス・リース		<u>賃貸借取引</u> に準じて処理することが可能(<u>費用のみ</u> 計上可) 		
オペレーティング・リース		賃貸借取引に準じて処理 (<u>費用のみ</u> 計上)		

【変更後の取扱い】

リース取	引の種類	会計処理			
ファノナンフ・リーフ	下記以外	売買取引に準じて処理(資産と負債に計上)			
ファイナンス・リース	重要性の乏しいもの(※)	賃貸供取引に進じて加畑ナスニとが可能(弗田のカ科ト司)			
オペレーティング・リース		- 賃貸借取引に準じて処理することが可能(費用のみ計上可) -			

- (※)「重要性の乏しいもの」は、
 - ① リース期間が1年以内のリース取引
 - ② 少額のリース取引(基準は団体ごとに設定。ただし、一つの参考として現行の金額基準300万円を提示。)

1 資産計上基準

更なる効率化策

○ 金額基準を持つ資産計上基準についても、リースにおける整理を用いた効率化を検討

更なる効率化策の対象とする資産計上基準

- ▶ 資産に係る計上基準として金額基準が示されている取扱い
- ※以下マニュアル(資産評価及び固定資産台帳整備の手引き)より抜粋
- <償却資産に対して修繕等を行った際の支出に係る資産計上の取扱い>
 - V 固定資産台帳の記載単位
 - 3 資本的支出と修繕費の区分
 - 40. 有形固定資産のうち、償却資産に対して修繕等を行った場合は、修繕等に係る支出が当該償却資産の資産価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められるかどうかを判断し、認められる部分に対応する金額を資本的支出(有形固定資産の取得時及び取得後の支出のうち、当該資産の取得価額に加えるべき支出)として資産に計上します。なお、上記の判断は、実務上困難な場合もあると考えられることから、「区分基準(修繕費支弁基準)」を内部で策定して事務処理を行うのが適当と考えられます。「区分基準」については、「法人税基本通達」第7章第8節の例示が参考になり、これをまとめると以下のとおりとなりますが、区分が不明な場合は、同通達に、①金額が60万円未満の場合、または②固定資産の取得価額等の概ね10%相当額以下である場合には、修繕費として取り扱うことができるという規定があることから、これに従うことが考えられます。なお、地方公共団体の実情により、「60万円未満」を別途の金額に設定することもできることとしますが、その場合には、その旨を注記します。
- <物品の取得に係る資産計上の取扱い>
 - Ⅵ 資産の評価基準・評価方法
 - 2 有形固定資産
 - 65. 物品は、地方自治法第239条第1項に規定するもので、原則として取得価額または見積価格が50万円(美術品は300万円)以上の場合に、その 取得価額を資産として計上し、再評価は行わないこととします。ただし、各地方公共団体の規程等において重要な物品等の基準を有している場合で、 かつ、総資産に占める物品の割合に重要性がないと判断される場合においては、各地方公共団体の判断に基づき、継続的な処理を前提に当該規 程等に準じた資産計上基準を設けることを妨げないこととします。なお、取得原価が不明な資産については、原則として再調達原価とします。

上記2つの資産計上に係る金額基準について、以下の整理としてはどうか



- ① 原則自治体の判断
- ② 参考として300万円の金額基準を提示

2 全体・連結財務書類について

第7回研究会を踏まえた効率化策

<全体財務書類>

▶ 全体資金収支計算書について、間接法による作成を許容

く連結財務書類>

- ▶ 連結作業については、引き続き、純計処理による作成を原則とするが、その上でどうしても作成が困難な団体においては将来的な純計処理による作成を念頭に専門のアドバイザー派遣(マネジメント強化事業)も活用しつつ、当面の間、単純合算による作成を許容
- ▶ 連結附属明細書のうち「有形固定資産の明細」を作成しないことを許容

更なる効率化策

- 作成負担が指摘される「連結財務書類」について、より詳細な実態を踏まえた効率化を検討
 - 〇作成状況調査結果(連結財務書類の作成に係る負担)

調査対象:連結財務書類のみ「作成中」「未着手」の団体(一般会計等・全体は作成済み)

(単位:団体)

		· /#**=***	- 11 17 17 17	(平位:四件/	
区分	都道府県 (該当なし)	指定都市 (1団体)	市区町村 (43団体)	合計 (44団体)	
連結対象団体の財務書類の作成又は内容 確認作業		1 (100.0%)	9 (20.9%)	10 (22.7%)	
連結対象団体との連結作業(読替・相殺消 去など)		0 (0.0%)	6 (14.0%)	6 (13.6%)	
その他		0 (0.0%)	11 (25.6%)	11 (25.0%)	
作成に着手したことがないため不明		0 (0.0%)	17 (39.5%)	17 (38.6%)	

また、「その他」と回答した11団体のうち、<u>7団体が連結対象団体からの財務書類の提供時期</u>による影響を回答。 このことからも、連結財務書類に係る作成負担は連結対象団体の財務書類に起因するものも大きいことが考えられる。



連結対象団体である一組等における財務書類の整備・精緻化を進めるため、 一組等に対する専門のアドバイザーの派遣(マネジメント強化事業)を推進。

【参考】令和6年度「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
- しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模 市町村を中心に公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が遅れている団体もあるところ
- ⇒ 地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業 として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣

事業概要

- (1) アドバイザーを派遣する支援分野
- 〇 公営企業・第三セクター等の経営改革
 - DX・GXの取組
 - 経営戦略の改定・経営改善
 - ・ 公立病院経営強化プランの改定・経営強化の取組
 - 上下水道の広域化等
 - ・ 第三セクター等の経営健全化
- (2) 支援の方法

個別の地方公共団体に継続的に派遣 (市区町村の場合は、各都道府県市区町村担当課等と連携して事業を実施)

〇 公営企業会計の適用

〇 地方公会計の整備・活用

「一組等」については元々事 業の対象であり、より積極的 に推奨

(R5実績:126団体 ※一組等の活用実績は4団体)

- 〇 公共施設等総合管理計画の見直し・実行 (公共施設マネジメント)
- 〇 地方公共団体のDX
- 〇 地方公共団体のGX
- 〇 首長・管理者向けトップセミナー

課題対応アドバイス事業

都道府県・市区町村・公営企業が直面 する課題に対して、当該課題の克服等、 財政運営・経営の改善に向けたアドバ イスを必要とする場合に団体の要請に 応じて派遣

課題達成支援事業

上記の支援分野の実施に当たり、知識・ノウハウが不足するために達成が 困難な都道府県・市区町村・公営企業 に、技術的・専門的な支援を行うため に派遣

啓発 · 研修事業

都道府県に派遣

都道府県が市区町村・公営企業の啓発 のため支援分野の研修を行う場合に派 遣

- ※アドバイザーの派遣経費(謝金、旅費)は、地方公共団体金融機構が負担
- (3) 事業規模
 - 約6.5億円(約1,900団体・公営企業への派遣を想定)

3 附属明細書について

第7回研究会を踏まえた効率化策

財源情報の明細

【現状】

E.0	A est		内訳					
区分	金額	国県等補助金	地方債	税収等	その他			
純行政コスト	PL及びNW 純行政コスト	【A】 合計-([B]+[C])	【D】 合計-([E]+[F])	【G】 金額-([A]+[D]+[J])	【J】 非資金取引			
有形固定資産等の増加	NW 有形固定資産等の増加	【B】 CF 投資の国県補助金 (【C】を除く)	【E】 CF 地方債収入のうち 固定資産に係るもの (【F】を除く)	【H】 金額-([B]+[E]+[K])	【K】 非資金取引			
貸付金・基金等の増加	NW 貸付金・基金等の増加	【C】 CF 投資の国県補助金のうち貸付金、基金等に係るもの	【F】 CF 地方債収入のうち貸付金、 基金等に係るもの	【 】 金額-([c]+[F]+[L])	【L】 非資金取引			
その他								
合計	上記の合計	NW 国県等補助金から 地方債償還に係る補助 金を控除	CF 地方債収入から借 換債に係る地方債収入 を控除	上記の合計	上記の合計			

【改善案】

EZ/	<u> </u>	内訳					
区分	金額	国県等補助金	地方債	税収等	その他		
純行政コスト	PL及びNW 純行政コスト	【A】 合計- ([B]+[C])	【D】 合計- ([E]+[F])	【G】 合計-([H]+[I])	【J】 金額- ([A]+[D]+[G])		
有形固定資産等の増加	NW 有形固定資産等の増加	【B】 CF 投資の国県補助金 (【C】を除く)	【E】 CF 地方債収入のうち固定資 産に係るもの(【F】を除く)	【H】 CF 税収等収入のうち固定資産 に係るもの(【I】を除く)	【K】 金額- ([B]+[E]+[H])		
貸付金・基金等の増加	NW 貸付金・基金等の増加	【C】 CF投資の国県補助金のうち 貸付金、基金等に係るもの	【F】 CF 地方債収入のうち貸付 金、基金等に係るもの	【1】 CF 税収等収入のうち貸付金、 基金等に係るもの	【L】 金額- ([C]+[F]+[I])		
その他							
合計	上記の合計	NW 国県等補助金 合計		NW 税収等 - 公債費 (満期一 括償還基金分を除く) - 借換債 に係る地方債収入 (満期一括 償還基金分を除く)	上記の合計		

- 算出式上、「税収等」が「その他」のような扱いとなっていたものを是正
- 地方債償還に係る国県等補助金は非常に 小さいと考えられるため、国県等補助金の 合計についてNWから転記すればすむよう に変更
- 税収等の合計について、決算統計情報を ベースに算出できるように算出式を提示



今後、実際に作成している自治体にも確認しつつ、作成例の記載については引き続き改善していくこととする

3 附属明細書について

更なる効率化策

- その他の附属明細書についても「財源情報の明細」同様に作成例を示すことによる効率化を検討
 - 〇作成状況調査結果(附属明細書の作成状況)

作成状況	都道府 (47団体		指定都 (20団		市区田 (1,721 <u>[</u>		合計	
作成済み	34	(72.3%)	18	(90.0%)	1,461	(84.9%)	1,513	(84.6%)
未作成又は一部未作成	13	(27.7%)	2	(10.0%)	260	(15.1%)	275	(15.4%)

自由記述において特に負担が大きいとされた附属明細書								
BS 有形固定資産の明細	BS 長期延滞債権の明細	PL 補助金等の明細						
BS 有形固定資産の行政目的別明細	BS 未収金の明細	NW 財源の明細						
BS 投資及び出資金の明細	BS 地方債の明細	NW 財源情報の明細						
BS 基金の明細	BS 引当金の明細	CF 資金の明細						

附属明細書の作成において負担が大きいとして意見の出たものとしては、「有形固定資産の明細」といった**地方公会計特有の詳細情報**や、現金主義会計情報であるものの「補助金等の詳細」といった **決算統計では情報を把握していないもの**に集中している。この要因としては、附属明細書を作成する ための追加作業が発生しやすいからと考えられるところ。

一方で、附属明細書の中には、決算統計情報等で整理されているにもかかわらず、負担感を感じてしまっているものもある。この要因としては、**作成要領に類するものがなく、記載対象が判然としないからこそ作成負担を感じる**こともあると考えられ、「財源情報の明細」同様に作成例を示すこととしたい。また、決算統計では求めていないようなクロス情報は省略することも検討してはどうか。 7

3 附属明細書について

地方債(借入先別)の明細

【現状】

種類	地方債残高	うち1年内償還予 定	政府資金	地方公共団体 金融機構	市中銀行	その他の 金融機関	市場公募債	うち共同発行 借	うち住民公募 信	その他
【通常分】										
一般公共事業										
公営住宅建設										
災害復旧										
教育•福祉施設										
一般単独事業										
その他										
【特別分】										
臨時財政対策債										
減税補てん債										
退職手当債										
その他										
合計										

【改善案】

地方債残高	政府資金	地方公共団体	市中銀行	ま中銀行 その他の ませい草 店		市場公募債		その他	
地力頂戏向	以州貝亚	金融機構	山中蚁门	金融機関	印物公务员	うち共同発行債	うち住民公募債	· (0)[E	
	財政融資資金 旧郵政公社資金 国の予算貸付・政 府関係機関貸付	地方公共団体金融 機構資金	市中銀行	ゆうちょ銀行 その他の金融機関	市場公募債	共同発行債10年債	住民公募債	左記以外の合計	

このクロスについては、決 算統計情報でも把握してい ないため省略してはどうか。

決算統計調査表「地方債の状況その2」の差引現在高に満期一括償還基金分を合算した該当数値を記載

	A =1														
		合計	うち1年内償還 予定	【通常分】	一般公共事業	公営住宅建設	災害復旧	教育•福祉施設	一般単独事業	その他	【特別分】	臨時財政対策 債	減税補てん債	退職手当債	その他
地方債残高				Т	記案の	ようなタ	形で決算	統計上	のメニュ	1ーとの	対応関	係を整理	里		

地方債残高:決算統計調査表「地方債の状況その1」の差引現在高に満期一括償還基金分を合算した該当数値を記載 1年内償還予定:決算統計調査表「地方債の状況その3」の翌年度元金合計に満期一括償還基金分を合算した該当数値を記載

4 公会計指標について

- 地方公会計情報については、第7回研究会でマクロ分析した際にも言及したように、数値自体の評価が難しいといった 課題があるところ。
- 一方で、所有外管理資産の資産計上や地方債の内訳としての臨時財政対策債の表示といった今般検討している統一的な基準の改善は、こうした数値自体の評価可能性の改善につながるものであり、本年度差額や純資産変動など地方公会計情報ならではの付加価値の所在も明らかになることが期待されるところ。
- よって、今後、改善された基準に基づく財務書類の整備の進捗にあわせ、現金主義会計情報における健全化判断比率 等のように地方公会計情報としても着目すべき指標をあらためて整理の上、「見える化」の改善も検討してまいりたい。
- なお、公会計指標の一つとして位置づけている「基礎的財政収支」だが、国内外で政府が説明する際に用いる同一名称 の別指標(内閣府において現金主義会計情報から作成するもの)がある。
- 算出式が異なるものを同一の名称として取り扱うことは好ましくなく、また統一的な基準によるマニュアルである「基礎的 財政収支については、政府全体の財政健全化の目標にも使われています」の記載も、ここでいう「基礎的財政収支」は上 述した「別指標」を指しており、混同してしまっていることが見受けられる。よって、最低限名称は変更(例えば「業務・投資 活動収支」)することとしたい。さらに、現状では注記の例示の一つにもなっているが、これはおそらく名称の持つ意義も あってのものと考えられ、注記の例示からも削除してはどうか。

内閣府における算出式

基礎的財政収支 = (「生産・輸入品に課される税(受取)」- 「補助金(支払)」+「財産所得(受取)」- 「財産所得(支払)」

- +「所得・富等に課される経常税(受取)」+「社会負担(受取)」+「その他の経常移転(受取)」
- 「現物社会移転以外の社会給付(支払)」- 「その他の経常移転(支払)」
- 一「最終消費支出」+「資本移転(受取)」一「資本移転(支払)」)
- ー (総固定資本形成ー固定資本減耗+在庫変動+土地の購入(純))+「支払利子(FISIM調整前)」ー「受取利子(FISIM調整前)」

公会計での算出式

基礎的財政収支 = 業務活動収支(支払利息支出を除く。)+投資活動収支(基金積立支出及び基金取崩収入を除く。)

5 その他 (Q&Aの充実) について

(Q&Aの充実案)

① 土地の取得に伴う補償費について

問番号	質問	回答	関連箇所
追加	有形固定資産の取得価額に含めるべき補償費 にはどのようなものが該当するでしょうか。	例えば、用地の取得価額に含めるべき補償費としては、用地取 得費に含まれている用地を取得するために要した移転補償費が該 当し、営業補償費は取得価額に含めません。	「台帳手引き」 39段落

② 公営企業に対する出資金の計上方法について

問番号	質問	回答	関連箇所
追加	に計上するのでしょうか。	公営企業に対する出資金については、当初の出資金額をもって貸借対照表価格とするとされていますが、未計上の状態にあるなど、出資した公営企業側と不整合な状態である場合に限り、簡便的な方法として、公営企業側で計上される資本金額(組入資本金を除く)に合わせた金額を計上することとしても差し支えありません。	97段落 「財務書類作成要

③ 出捐金の強制評価減について

問番	質問	回答	関連箇所
追加	出捐金のうち、解散時に出捐の額を限度として各出捐者に残余財産分配請求権が認められている場合については強制評価減の対象となるが、出捐時点で払い戻しの権利を有しない財産等の提供(寄附金に近い性格のもの)については、各年度において強制評価減を考慮しなくてさしつかえないか。	お見込みのとおり。	「台帳手引き」 97段落